

平成 27 年度税制改正（2015 年 3 月）のうち、特に本書の記述に関係する重要なものとして、次の点がある。

1 国税としての法人税率を 25.5%から 23.9%に引き下げる（本書 185 頁，270 頁）。中小法人の軽減税率の特例の適用期限は 2 年延長する。平成 10 年以降続いてきた法人税率引き下げが、一歩すすむことになる。さらに平成 28 年度以降の税制改正において、地方税を含めて 20%台まで引き下げることを目指す、というのが、2014 年 12 月 30 日の与党税制大綱の基本的考え方である。

2 法人税の課税ベース拡大。これらの措置は、1 の法人税率の引き下げを実施するための財源確保の意味がある。

- 欠損金の繰越控除の控除限度額（改正前 80%）を、次のように段階的に引き下げる（本書 267 頁）。平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、繰越控除前の所得の金額の 65%。平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、50%。繰越期間は 9 年から 10 年に延長し、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用する。
- 受取配当の益金不算入措置について、次のように見直す（本書 222 頁）。改正後は区分が 4 つになり、益金不算入になる範囲が縮減されることになる。

改正前		改正後	
区分	不算入割合	区分	不算入割合
完全子法人株式（株式等保有割合 100%）	100 分の 100	完全子法人株式（株式等保有割合 100%）	100 分の 100
関係法人株式（株式等保有割合 25%）		関係法人株式（株式等保有割合 3 分の 1 超）	
上記以外の株式	100 分の 50	その他の株式	100 分の 50
		非支配目的株式等（株式等保有割合 5%以下）	100 分の 20

あわせて、「その他の株式」と「非支配目的株式等」について、負債利子がある場合の控除計算の対象から除外する（本書 225 頁）。

- 法人事業税の外形標準を拡大する（本書 231 頁）。付加価値割の標準税率を、改正前 0.48%から、平成 27 年度 0.72%、平成 28 年度以後 0.98%とする。

3 消費税率 10%への引き上げ時期を変更し、平成 29 年 4 月とする（本書 33 頁）。

4 所得税法についても、重要な改正がある。本書でとりあげている「みなし譲渡」（本書 108 頁）との関係で注目すべきしくみとして、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例を新しく創設する。これは、実現原則の例外として、国外転出時に保有資産の含み損益に課税するものである。すなわち、国外転出をする居住者が有価証券等を有する場合には、国外転出の時に、次の金額により有価証券等の譲渡をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額を計算する。

- 国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合、その国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額
- それ以外の場合、その国外転出の予定日の 3 月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額